

お知らせ 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金のお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険証の更新時期です

新しい保険証【国保(ピンク色)】【後期(紫色)】を7月中に簡易書留で郵送します。8月以降は新しい保険証をご使用ください。新しい保険証が届きましたら、開封して確認をお願いします。

後期高齢者医療保険証は**今年度のみ2回郵送します**。

- ①7月に届いた保険証(紫色)は、8月1日から9月30日まで使えます。
- ②9月に届く予定の保険証(橙色)は、令和4年10月1日から令和5年7月31日まで使えます。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期です

現在使用されている後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(日)までとなっています。新しい認定証は後期高齢者医療保険証と一緒に簡易書留で郵送します。
※国民健康保険被保険者は8月以降、申請が必要です。

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

令和4年度の免除申請の受付は7月1日から開始され、令和4年7月分から令和5年6月分までの期間を対象として審査を行います。マイナポータルからの電子申請もできます。

※前年所得が一定額以下の人が対象となりますので、申請されたすべての人が該当するとは限りません。

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

コロナ支援

介護保険料の納付が困難な人へ

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少し、介護保険料の支払いが困難になった場合は、申請により介護保険料の減免や支払いを猶予する制度があります。

対象者 第1号被保険者(65歳以上の人)

減免の事由

- (1)新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人が死亡または重篤な傷病を負ったとき。
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、以下の全てに該当するとき。

- ・事業収入等のいずれかの収入の減少額が令和3年の当該事業収入等の額の3割以上であること。
- ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免の対象となる保険料

令和3年度相当分および令和4年度分の介護保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に納期限が設定されているもの。

※令和3年度相当分とは、令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降期間に普通徴収の納期限が到来するもの。

- 提出書類**
- ・介護保険料徴収猶予・減免申請書
 - ・収入(見込)申告書
 - ・令和3年分の確定申告書や源泉徴収票の写し
 - ・令和4年の収入見込額の計算に用いた帳簿、給与明細などの写し

詳しくは▶ 杵藤地区介護保険事務所

業務課 業務係

☎ 0954-69-8223

福祉課 高齢者支援係

☎ 82-3187

<p>令和4年度厚生労働省委託事業 高齢者活躍人材確保育成事業</p> <p>受講生募集中 受講料無料</p>	<p>子育て支援講習</p> <p>講習会場：西九州大学 短期大学部 実施時期：令和4年8月23日(火)・25日(木) ・26日(金) (3日間) 締切日：8月10日(水)</p>	<p>マンション施設 管理員養成講習</p> <p>講習会場：武雄市文化会館 実施時期：令和4年7月28日(木)・29日(金) (2日間) 締切日：7月14日(木)</p>	<p>お問合せ先</p> <p>公益社団法人 佐賀県シルバー人材センター連合会 TEL 0952-20-2011 FAX 0952-20-2015</p>	<p>対象者</p> <p>佐賀県内在住の60歳以上で、受講後シルバー人材センターに入会を希望する方</p>	<p>「受講申込書」の提出が必要です。 ・日程、会場は変更になる場合があります。</p>	<p>定員 10名</p>
	<p>広告</p>					